

ニホンジカ及びイノシシに係る禁止猟法の一部解除について（案）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 14 条第 3 項の規定に基づき、環境大臣が禁止する猟法を次のとおり一部解除する。

1 禁止猟法を一部解除する対象狩猟鳥獣

ニホンジカ、イノシシ

2 禁止を解除する猟法

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成 14 年環境省令第 28 号）第 10 条第 3 項第 9 号に定める猟法のうち、ニホンジカ及びイノシシの捕獲等をするため、輪の直径が 12cm を超えるくくりわなを使用する方法

※ 締付け防止金具が装着されていないもの、よりもどしが装着されていないもの又はワイヤーの直径が 4mm 未満であるものに係る禁止措置については解除しない。

3 禁止猟法を一部解除する区域

(1) 現行

11 市町

（宇都宮市、真岡市、大田原市、さくら市、那須烏山市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町、那珂川町）

(2) 今後の解除区域

16 市町

（宇都宮市、真岡市、大田原市、さくら市、那須烏山市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町、那珂川町、小山市、下野市、上三川町、壬生町、野木町）

※下線部 5 市町は今回新たに解除

4 禁止猟法を一部解除する期間

令和 6（2024）年 4 月 1 日から令和 12（2030）年 3 月 31 日まで

※ 栃木県ニホンジカ管理計画（七期計画）及び栃木県イノシシ管理計画（五期計画）の計画期間の終期まで

5 禁止猟法の一部を解除する理由

3（1）の区域は、栃木県ニホンジカ管理計画（六期計画）栃木県イノシシ管理計画（四期計画）の達成を図るため、2 の猟法の禁止措置を解除し、狩猟による捕獲を促進してきたところである。

この度、同計画の期間が満了するが、次期計画である栃木県ニホンジカ管理計画（七

期計画) 及び栃木県イノシシ管理計画(五期 計画)においても捕獲を促進する必要があることから、引き続き禁止猟法を一部解除する。

また、小山市、下野市、上三川町、壬生町及び野木町の5市町については、ツキノワグマの生息が確認されておらず、錯誤捕獲が発生する恐れがないことから、新たに禁止猟法を一部解除し、一層の捕獲促進を図る。